

行政処分公表書

被 処 分 者	認定証番号	埼玉県公安委員会 第 43 - 0400 号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	株式会社タナカ エスエスアーバン代行
	主たる営業所が所在する市町村	さいたま市
処分年月日		令和4年5月31日
処分内容		指示処分
処分理由		法で定められた安全運転管理者等の講習を、公安委員会から講習の受講通知を受けたにもかかわらず、安全運転管理者にその講習を受けさせなかったものである。
根拠法令		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条（道路交通法の規定の読替え適用等） ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用する道路交通法第74条の3第8項（安全運転管理者講習受講義務）
処分を行った公安委員会		埼玉県公安委員会